

個別外部監査結果報告で指摘された
予算執行の適正化に関する調査報告書

平成 16 年 10 月

行政 管 理 課

目 次

はじめに	1
調査結果の報告	1
1 調査の概要	1
(1) 調査の考え方	1
(2) 調査項目	1
(3) 調査方法	1
2 預け金勘定の状況	2
(1) 現在の預け金の状況	2
(2) 調査対象課	2
3 預け金勘定とは	2
今後の取組みについて	2
資 料	3

はじめに

高知市では議会からの個別外部監査請求に基づく監査の結果報告を平成 16 年 8 月 31 日に受けました。報告書では、本市の事務執行についての問題点や取組み状況の不備など、厳しい指摘を受けました。

この報告を受け、指摘内容等について庁内で論議を深めながら、順次改善に向けた取組みを全庁的に進めていく予定です。

その中でいわゆる「預け金勘定」について「・・別途調査し、結果を公表すべきである。」（報告書 29 頁～30 頁）との指摘がなされており、早急な対応を求められています。

このため所属長による全所属職員を対象とした聴き取り調査を実施し、その調査結果を報告書として取りまとめたものです。

調査結果の報告

1 調査の概要

(1) 調査の考え方

本市の事務処理の適正化を図るため、平成 13 年度当初にさかのぼって「預け金勘定」等不適切な事務処理が行なわれていたかどうか調査し、不適切な事務処理があった場合、今後の適正な事務執行に活かしていく。

「預け金勘定」が、現在塩漬けになっていないかどうか調査し、ある場合には適切な処理を行う。

調査結果に関して、個人の名前・課名及び業者名は公表しない。

(2) 調査項目

平成 13 年度以降、預け金の事務処理をしたことがあるか。

当時の所属課名、業者名、金額及び日付け、予算元課名
現時点で、業者等に対して「預け金」があるかどうか。

(3) 調査方法

所属長が全職員に聴き取り調査を実施する。

2 預け金勘定の状況

(1) 現在の預け金の状況

全課を調査した結果、平成 16 年 9 月現在、高知市において預け金勘定及び過去の預け金が塩漬けになったまま残っているものは存在しない。

(2) 調査対象課

行政委員会を含む全課（93 課）

3 預け金勘定とは

「預け金勘定」とは、取引業者に対し、納品やサービスの提供を伴わない支出を行い、その支出額を業者にプールしておき、後日、必要な時に必要な物品やサービスを決裁行為なしに業者から受けるための勘定をいう。

今後の取組みについて

本調査は、個別外部監査の指摘に伴い、予算執行の適正化に向けての取組みの資料とするためにこの報告書を作成したものです。

今回、個別外部監査で指摘された「預け金勘定」について、事務職員全員に対して、それぞれの所属長が聴き取り調査を実施しました。

調査の結果、現在は「預け金」処理も行われていませんが、なお、今後の予算執行の適正化について、より一層の取組みが求められています。

今後とも、このような不適切な事務執行が行われることがないように、引き続き事務執行を適正に行うよう全庁的に取組んでいきます。

資料

個別外部監査結果報告書より抜粋（29頁～30頁）

・事務執行手順のフローチャート分析

5. 指摘事項

(3) 個別の牽制機能について

各課で直接購入出来る物品について

高知市物品会計規則によれば、5万円以上の物品の購入に際しては、管財契約課において契約手続きをすることとなっているが、物品会計規則第11条により1件5万円未満の物品及び同条第1項から第4項に規定する物品については各課で直接購入出来ることとしている。なお、同条により直接購入出来るとされている物品は図書、はがき、酒、プリペイドカード、図書券、商品券、コンパクトデスク、CD-ROM及び単価契約物品（コピー用紙、トナー等）等である。

これらの物品は、例え購入金額が何千万円に上っても、各課の決裁だけで購入が可能である。また、形式上の要件が整っていれば、出納課のチェックにもかかることなく支払がなされる内容のものである。

このことは、各課に配布された予算の範囲内であれば、課の判断ないし実際の検収担当者の権限で、事業執行の実態に関わりなく支払処理が可能であることを意味している。検収手続きの現状とあわせて判断するとき、高知市の状況は非常に危険な状態にあることを意味している。

物品会計規則第11条に該当する物品であっても、1回の購入金額や年間の購入総額等考慮して適切な検証手続きを導入すべきである。

なお、ヒアリングの過程において、過去において、特に補助事業の事務費の消費に際し、業者と共謀して上記の物品を購入したとして書類を整え、実際の物品の納入がないにもかかわらず支払行為を先行させるいわゆる「預け金勘定」処理が行われていた旨の供述を受けている。

これらの処理を行った背景には、補助事業の予算執行における単年度主義による制約や、預け金勘定を利用した場合通常的意思決定過程を経なくてよい分、迅速な意思決定が出来るとともに、手間が省けるという事情があったようである。また、担当者の認識は必要悪であったというものであった。

現在では、このような処理はおこなわれてはいないはずだということであるが、個別外部監査の趣旨から離れる可能性があり、さらなる調査は行っていない。ただし、高知県の預け金の事後処理でも明らかなように、過去の預け金が塩漬けになったまま残っている可能性も否定できないため、別途調査し、結果を公表すべきである。